

奈良県広域水道企業団退職手当審査会規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第 2 9 号

奈良県広域水道企業団退職手当審査会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、奈良県広域水道企業団附属機関に関する条例（令和 7 年 2 月条例第 1 3 号）第 2 条の規定に基づき、奈良県広域水道企業団退職手当審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 3 人をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、企業長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、調査審議の期間とする。

2 委員は、その者の任命に係る調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密の保持)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第 7 条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会

長が審査会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。